

◎ 一般廃棄物処理業許可申請の添付書類等一覧

《収集運搬関係》

- 1 事業計画の概要を記載した書類
 - ① 事業の範囲（壬生町内）②取り扱い品目（一般商店及び工場等の事業系多量排出ごみ）③業務（注文により随時行う）④取扱事業所等名（〇〇商店・・・）⑤収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数等
- 2 位置図及び配置図（事務所、運搬の用に供する車の車庫、積み換え場等の配置図、設計図（積み換え場に限る。））並びにそれぞれの写真
- 3 使用車両の一覧表
- 4 運搬の用に供する車の写真及び自動車検査証の写し
※会社名・ナンバーを入れて斜め前後からの写真
- 5 処分先を明らかにできる書類

《中間処理関係等》

- 1 事業計画の概要を記載した書類
 - （事業の目的・理念のもとに、どのようなゴミを、どのようにして収集・回収したものを、どのように中間処理し、処分するのか等）
 - 種類ごとの処分フロー図（4と共用でも良い）
 - 処理業務を行う時間、休業日及び従業員数等
- 2 一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、写真、付近の見取図及び案内図
最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 3 事業の用に供する
 - ①施設の設置場所（壬生町大字〇〇何番地）、
 - ②敷地面積（工場敷地 m^2 ・駐車場敷地 m^2 ・事務所他 m^2 ）及び
 - ③建物面積（鉄筋コンクリート造等・延べ面積（内訳 工場 m^2 ・事務所 m^2 ・保管施設 m^2 、その他 m^2 等）、
 - ④処理設備の機種名、数量（台数）及び処理能力（例： $t / \text{毎時} \times \text{〇時間} = t / \text{日}$ ）上記を記載した書類
- 4 ごみ処理施設等概要書（下記の内容を記載したもの）
 - ・ごみ処理施設：一般廃棄物名、処理方法、処理能力、一日の稼働時間等
 - ・保管施設：一般廃棄物名、保管施設面積、保管能力、保管方法等

・処理後の廃棄物等の概要：種類名、発生量、処分方法、処分先等

5 環境保全措置の概要

追加分：公害防止対策、変更に伴う住民説明・住民意見、登記簿、協定案

《共通書類等》

1 役員住所氏名（役員名簿）

役員の本籍が記載された住民票抄本、なお、外国人である場合には外国人登録原票記載事項証明書

発行株式数総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の本籍が記載された住民票抄本、及び成年後見人等に係る登記事項証明書若しくは商業登記事項証明書

2 申請者が法人である場合には、その法人の定款及び登記簿の謄本

3 申請者が個人である場合には、その住民票の写し

4 印鑑証明書

5 申請者（申請者が一般廃棄物処理に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その法定代理人又はその役員を含む。）が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類

※ 誓約書

6 申請者が事務所及び事業場を使用する権限を証する書類

※ 土地建物登記事項証明書、借用の場合は賃貸借契約書の写し

7 他市町村の一般廃棄物の許可証の写し、本町の一般廃棄物の許可証の写し、一般廃棄物の許可取得状況

8 従業員名簿

9 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

10 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における決算報告書（貸借対照表・損益計算書）

11 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における法人税及び法人市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

12 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

追加) 申請を行政書士等に委任する場合には、委任状を提出して下さい。